



地域をまわって

進路指導主事 細井哲明

学校の周辺の雪解けも進み、春らしい季節となりました。

新年度が始まり2週間がたちます。新たな生活に慣れましたでしょうか。

この春に巣立った卒業生も新生活で頑張っています。卒業生の進路状況は以下のとおりです

<令和3年度高等部卒業生の進路状況>

卒業生 13名

企業就労	4名	製造・公務・物流・調理
福祉サービス利用	9名	就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練(生活訓練)・施設入所支援・共同生活援助(日中サービス支援型)

この春の卒業生の支援移行や勤務開始の状況確認のため、事業所の方々と話をしております。ある事業所さんから、こんな話がありました。

「事業所としては毎日出勤して、勤務してくれることがありがたいです。実習でがんばっても出勤できないケースや不調を繰り返して休んでしまうケースも過去にはありました。働き続ける力(心身の健康や体力、ストレス耐性)は大切ですよ。」

もちろん勤務内容や活動内容と本人の力や特性がマッチングしていることが前提のことですが、切々とお話しされているのが印象的でした。

どの卒業生にも「元気に毎日働き続ける・活動できる力(心身の健康や体力、ストレス耐性)」は、現場で生活していく上で、とても大切な力です。障害の状態に関わらず必要なことです。学齢期の長い年月の中で、確実な力を身に付けてもらいたいのです。



新年度が始まり、新たな生活が始まっています。それぞれのライフステージで子どもたちの学習と成長があります。心身の変化も当然ありますが、とにかく学校に登校し、毎日学習を続けていくことが、「元気に毎日働き続ける・活動できる力」につながります。それぞれのライフステージから次のライフステージへ継続すればなおさらです。



今の取組は確実に将来につながります。子どもたちの充実した学校生活に向けて、保護者の皆様と学校で連絡・相談をしていきますので、今年度もよろしくお願いいたします。

<かみのおの進路教室>

『年齢の節目を見据えた準備』



この4月から民法改正となり、18歳で成人になることに変更となりました。今までも選挙権が与えられる年齢が引き下げになるなど、対象年齢が20歳から引き下げられる事象がありました。特別支援学校を卒業する方々で、年齢の節目が2つあります。一つは18歳で、もう一つは20歳です。

18歳の節目では、「成人」や「障害者」と言われる立場になります。在学期間中は延長される場合が多いですが、卒業した後は「障害児」対象の「日中一時支援」や「放課後等児童デイサービス」などは、使えなくなります。

当たり前のようですが、視座を変えて考えてみましょう。18歳以上の人口と18歳未満の人口はどちらが多いでしょうか。どちらが多種多様でしょうか。支援の手を必要としているのは自分だけでしょうか。「障害者」の立場では支援者の数は減ります。つまり、在学中に「障害者」の立場で社会人として生活していく準備が求められます。一人でできることを増やすことは必要で、特に身辺自立、気持ちの安定、安全の確保は大切だと思います。

次に成人(18歳)となることで、親権に服されなくなります。これにより一人で契約を交わすことができるようになります。携帯電話の契約や住居を自分で決めることもできます。福祉サービスの利用に関わっても本人意思の尊重されます。卒業生のアフターケアに関わる中でも、必ず話題になるのが「本人はどう思っていますかね…」ということです。

そうすると、本人自身に意思の決定や表出が求められます。在学期間中に自分の意思を伝えられるように、考え方や表現の仕方を身に付ける必要があります。ただその決定や判断に心配はあります。そのため善悪や損得、より良い価値観のなども教えておく必要があります。そして、それぞれの児童生徒の特性に応じて、その子なりの意思表示や意思確認の仕方、周囲が理解し支援方法として把握しておくことや、相談体制を整えておくことは大切な準備です。

20歳は経済面の対象年齢の節目があります。それは障害基礎年金の受給対象年齢になり、また特別児童扶養手当や障害児福祉手当は対象から外れることなどです。卒業後のことですので、手続は本人や御家族で取り組んでいただくことになります。現実的に行政手続を本人が行うということは難しいように思います。御家族に手伝っていく上で、どんな内容なのか、手続の手順はどうするのか、もしものときは誰に聞いたら良いのかなど、早めから把握しておくとうまくいけると思います。

障害基礎年金は、卒業生の多くが受給していますが、受給できていない卒業生もいます。それは軽度の障害の方や手帳をお持ちでない方です。受給できないことが心配されるのであればと収入を確保することを見据え、企業就労を現実的に考えなければなりません。子どもたちの実態にもよりますが、特別児童扶養手当の対象にならない方は、予防策として就労を見据えたトレーニングが必要かもしれません。

また、手帳をお持ちでない方は、就職をした卒業生の事例と比べて本人の特性が顕著で支援が必要であれば、手帳の取得から障害基礎年金受給につなげることを考えるのが現実的かもしれません。手帳の取得の経過を見ていると、ライフステージの早い段階から医療や療育相談に関わることで取得が円滑に進むように感じます。

将来を見据え、できる準備があれば進めていきたいですね。今後の進路教室でも話題にしていきたいと思います。別紙で御案内しますので、ぜひ参加ください。

今まで発行した進路だよりは当校のホームページに掲載しています。
是非、御覧ください。

URL <http://www.koide-tk.nein.ed.jp/course.html>

新潟県立小出特別支援学校 進路指導部(細井哲明)
TEL 025-792-5412 FAX 025-792-9270
お問合せ等がございましたら、進路指導部まで御連絡ください。

